

## 返戻金制度について

1. 求職者が、退社(退職)または解雇(法令に則った正当な解雇に限る)されるに至った場合、入社(入職)日から最終出勤日までの期間に応じて、返金を行うものとする。返金の算定基準は下表(返金率)に記載のとおりにする。
2. 前項の返金を求める際には、求職者の最終出勤日の翌日から起算して20日以内に、求職者の最終出勤日が確認できる書面(写しでも可)を提出するものとする。
3. 返金期限は求職者の最終出勤日の属する月の翌月末日とする。
4. 求職者が、求人者の提示した採用条件と実際の労働条件が異なるため退社(退職)に至った場合、その他求人者の責めに帰すべき事由により退社(退職)に至った場合、紹介手数料は返金しない。

### ■返金率

| 退社時期      | 返金率 |
|-----------|-----|
| 入社から1ヶ月未満 | 80% |
| 入社から3ヶ月未満 | 50% |
| 入社から6ヶ月未満 | 10% |